

議員提出議案第 7 号

有機フッ素化合物対策の推進を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年6月22日

提出者 立川市議会議員 頭山太郎  
山本みちよ  
山本洋輔  
大沢純一  
若木早苗  
伊藤大輔

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定による。

## 有機フッ素化合物対策の推進を求める意見書

PFAS(ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物)については、これまでに環境省等が行った PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)や PFOA(ペルフルオロオクタン酸)の調査において、立川市内でも局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しています。立川市民の不安を払拭するため、また風評被害による影響を発生させないため、より実効性のある対応や情報発信のためには、健康影響及び環境に関する評価や農作物への影響に対する科学的根拠に基づいた知見が早急に必要です。

よって、下記の内容を求めます。

### 記

1. PFAS に対する最新の科学的知見等を踏まえて、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、市民に解りやすく示すこと。また、健康影響等が懸念される場合は、対策等もあわせて検討し、立川市への情報提供と必要な支援を行うこと。
2. 「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き(令和2年6月)」について、超過地点周辺における対応の記載に加え、広域的な対応についても追加するとともに、より実効性のある内容に見直すこと。
3. 土壌中の PFAS について、令和5年度の早い時期に具体的な測定方法を自治体に示せるよう検討していくとしているが、早期に測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。
4. PFAS の農畜産物等への影響を明らかにするとともに、必要な対策及び支援を速やかに検討すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年6月 26 日

立川市議会  
議長 木原 宏